

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
行政法 administrative law		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	特になし	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
法学・日本国憲法				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
法律系科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師室	出講日	授業中に指示します	
授業の概要				
現代社会では日常生活に行政機関が関わる領域が質的にも量的にも広がってきています。したがって、私たちは行政機関がどのようなものであって、どのような役割を担っているかを知らなければなりません。この授業では、私たちが行政機関から不当・違法な処分を課された場合の回復手段、すなわち行政救済制度を中心に講義を行います。				
授業の目標				
①行政法とは何か、②行政機関の内部関係(独任制の行政機関・合議制の行政機関/行政庁・補助機関/理論上の行政機関・制定法上の行政機関/上級機関の指揮監督権とその限界)、③法律による行政の原理とその例外と限界(法律優位の原則・法律留保の原則/羈束行為・法規裁量行為・便宜裁量行為)、④行政行為とは何か(命令的行為・形成的行為)、⑤行政訴訟制度(訴訟類型・訴訟要件・出訴期間・執行不停止原則)と不服申立制度(種類・不服申立要件・不服申立期間・教示制度)、⑥国家賠償制度を説明できるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し答えてもらうことで、自らの考えを述べる事ができる。				
学習の成果(学習成果)				
①私たちが欲することを行政機関に反映させるためには、どのような手続きを通して行かかを説明することができる。②私たちが行政機関から不当な違法な処分を課された場合に、どのような回復手段があるかを説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	行政法へのいざない			
第2回目	行政法とは何か(1):行政法と行政法理論			
第3回目	行政法上の法律関係			
第4回目	法律による行政の原理			
第5回目	法律による行政の原理の例外と限界			
第6回目	行政過程への私人の参加			

第7回目	行政行為(1):「行政行為」の観念	
第8回目	行政行為(2):行政行為の諸効力(*中間試験)	
第9回目	行政立法	
第10回目	行政の実効性の確保	
第11回目	行政訴訟(1):行政訴訟制度の基本的特徴	
第12回目	行政訴訟(2):訴訟要件と執行停止制度	
第13回目	行政上の不服申立て(1):行政上の不服申立制度の基本的特徴	
第14回目	行政上の不服申立て(2):行政上の不服申立制度の要件(*期末試験)	
第15回目	行政法の社会的的重要性	
成績評価の方法と基準		
	評価の領域	割合
授業参加態度		評価の基準
レポート		
調査報告書		
小テスト	40%	S: 基本的用語・重要事項の理解度90%以上
試験	60%	S: 全体的・体系的知識の理解度90%以上
発表内容(態度含む)		
その他		
教科書と参考図書		
茂野隆晴編著・高須則行他著『プライマリー法学』(芦書房・2008)		
履修上の留意点・ルール		
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキストは必ず持ってくること、板書の内容は整理してノートに取る		